

千葉県産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公表等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物の適正な処理の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不利益処分等 不利益処分並びに告発及び行政代執行をいう。
- (2) 不利益処分 産業廃棄物の処理に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づく事業の停止、産業廃棄物処理施設の使用の停止及び許可の取消し並びに改善命令、措置命令及び特例納付命令（法第19条の8第1項第2号又は第4号に該当した処分者等又は排出事業者等を名宛人とする同条第2項又は第4項の規定に基づき同条第5項において準用する行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定による行政代執行の費用の納付命令をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発をいう。
- (4) 行政代執行 法第19条の8第1項の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置をいう。

(公表等)

第3条 不利益処分若しくは告発をした場合又は行政代執行をしようとする場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、環境局長が当該措置を講ずる必要がないと特に認めた場合又は当該措置を講ずることが不適切と特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 千葉県ホームページへの掲載
- (2) 記者発表（資料配布を原則とし、重大な事案と認めるときは市長定例記者会見又は記者レクチャーとする。）

(3) 環境省、都道府県及び法第24条の2第1項の規定により政令で定める市並びに一般社団法人千葉県産業廃棄物協会及び一般社団法人千葉県建設業協会への連絡

2 前項の措置（以下「公表等」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 不利益処分の名宛人、被告発人又は行政代執行に係る義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 不利益処分若しくは告発をした年月日又は行政代執行の実施予定時期

(3) 不利益処分等の内容

(4) 不利益処分等の理由

(5) その他必要と認める事項

（一部適用除外）

第4条 許可の取消しであつてその理由が他の行政庁による許可の取消しであるものについては、前条第1項第2号及び第3号（一般社団法人千葉県産業廃棄物協会及び一般社団法人千葉県建設業協会に関する部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 同一の行政代執行に係る特例納付命令を複数回命じた場合においては、2回目以降の特例納付命令については、前条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。

3 告発については、前条第1項第3号の規定は、適用しない。

（公表等の追記）

第5条 次の各号に掲げる公表等に係る不利益処分等の種類に応じ、当該各号に定める事由が生じた場合は、当該不利益処分等に係る千葉市ホームページの記載にその旨を追記するものとする。

(1) 改善命令、措置命令及び特例納付命令 履行されたとき又は行政代執行がなされ、その費用について法第19条の8第5項において準用する行政代執行法第5条の規定による納付命令が達せられ、若しくはその費用が納付され、若しくは徴収したとき。

- (2) 告発 公訴が提起され、又は有罪判決が確定したとき。
- (3) 行政代執行 完了したとき。
- (4) 不利益処分及び行政代執行 執行停止の決定がされたとき又は決定が取り消されたとき。
(公表等の差替え等)

第6条 公表等に係る不利益処分を取り消し、若しくは撤回し、又は取り消された場合においては、直ちに、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) その旨の記載への千葉市ホームページの記載の差替え
- (2) 第3条第1項第3号の連絡

2 告発を取り下げ、又は告発をした事件について検察官が不起訴処分をし、若しくは無罪判決が確定した場合においては、直ちに、その旨の記載に千葉市ホームページの記載を差し替えるものとする。

(公表等の撤回)

第7条 千葉市ホームページの記載は、次の各号に掲げる公表等に係る不利益処分等の種類に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して5年後の日の属する年度の末日に削るものとする。

- (1) 事業の停止及び産業廃棄物処理施設の使用の停止 停止を命じた期間の末日
- (2) 許可の取消し 許可を取り消した日
- (3) 改善命令、措置命令及び特例納付命令 履行された日
- (4) 告発 有罪判決が確定した日

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、資源循環部産業廃棄物指導課長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、環境局長決裁の日から施行し、同日以後にする不利益処分等について適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に講じられている公表等は、第3条第1項の規定により講じられた公表等とみなす。

(千葉県産業廃棄物処理業者等行政処分公表に関する内規等の廃止)

第3条 千葉県産業廃棄物処理業者等行政処分公表に関する内規(平成13年9月28日環境局長決裁)及び千葉県産業廃棄物処理業者等行政処分に係る手続き(平成13年9月28日環境局長決裁)は、廃止する。

(千葉県産業廃棄物に係る不利益処分の基準の一部改正)

第4条 千葉県産業廃棄物に係る不利益処分の基準(平成19年9月5日環境局長決裁)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第8 処分事実の公表</p> <p>1 公表内容</p> <p>不利益処分を行ったときは、処分の相手方、処分年月日及び処分の内容を公表する。</p> <p>2 公表の方法</p> <p>処分事実の公表は、記者発表及び千葉県ホームページに掲載する方法によって行う。</p>	<p>第8 不利益処分の公表</p> <p>不利益処分を行ったときは、千葉県産業廃棄物の処理に係る不利益処分等に関する公表等に関する要綱(平成23年9月13日環境局長決裁)の規定に基づき公表等を講じるものとする。</p>

附 則

- この要綱は、環境局長決裁の日[平成24年7月18日]から施行し、平成24年7月1日以後に履行され、又は履行に相当する措置が講じられた行政代執行に係る産業廃棄物の排出事業者に対する措置命令又は特例納付命令について適用する。
- 千葉県産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公表等に関する要綱第7条第3号中「及び措置命令」を「措置命令及び特例納付命令」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。